

**富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業  
環境影響評価準備書に係る知事意見素案**

No	項目	知事意見素案	主な意見等
1	全般事項	<p><b>複数案の検討に関する事項</b> 事業実施区域の選定及び土地の利用方法に係る複数案の検討については、その内容に関する説明が十分でないことから、環境への影響をできる限り回避又は最小化する観点から、改めて比較検討を行い、その結果について説明すること。 その際、開発に伴い予測される動植物の生息・生育環境(ハビタット)の喪失及び景観への影響について、回避、最小化、代償の順で整理するとともに、これらの検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。</p>	<p>(0413審議会) ・複数案の提示は、環境に対する深刻な影響を回避又は最小化することが目的なので、動植物などへの影響を最小化する視点で複数案を検討すべき ・合棟案、別棟案の複数案について、環境に対する影響の回避、最小化、代償といった環境保全措置とどのように関係するのか。 ・環境影響評価の複数案とは、本来は土地利用の代替案を比較することをいうが、立地がすでに決まっている場合でも、事業区域を広く設定し、その中で土地利用の複数案を検討する余地はないか。 ・事業者が示す複数案は、手法や対応の違いに過ぎず、複数案とはいえない。条例などで明確に定義されていないのも原因であるが、公的事業がこの解釈を許せば、今後の民間事業でも何でも複数案とされかねないため、行政指導により、回避・最小化・代償という環境アセスメント本来の複数案の検討を求めるべき。 ・環境アセスメントでは、開発事業が「ある場合」と「ない場合」を比較し、その影響を定性的・定量的に評価する必要がある。現状では、開発によるハビタットや景観の喪失という根本的な影響が整理されていない。そのため、まず、草地に新たな構造物が出現することで生じる景観変化や、生息地が完全に消失する影響を整理し、その上で回避・最小化・代償といった環境保全措置を検討すること。(田中委員)資料1-【1】【3】【4】【5】、資料3-【1】</p> <p>・代償はなるべく行わず、その手前の回避、最小化を最大限実施してほしい。(坂本会長)資料3-【3】</p> <p>(0528審議会) ・創出環境の面積が事業によって失われる湿地に比べ非常に小さく、代償による措置がうまくいかない可能性が高いため、できるだけ回避、最小化を行うよう検討すること。(佐藤委員)資料3-【21】</p>
2	全般事項	<p><b>環境保全目標の設定における基本的考え方</b>の見直し 環境保全上の目標に環境基準等を設定する場合、当該基準値までの悪化が許容されるとの誤解を招くおそれがある。 このため、現状の環境を悪化させないことを基本とし、これを優先した目標設定を行うこと。</p>	<p>(0413審議会) ・水質汚濁物質などについて、成功基準(環境保全目標)として環境基準がある物質は環境基準としているが、基準値まで悪化しても許されることも受け取られるため、環境基準の有無にかかわらず、現状を悪化させないことを成功基準とすべき。 ・山梨県の環境アセスメント環境影響評価手続きの手引きに「複数案の比較検討は、単に環境保全目標の達成を目指す目標クリア型アセスメントではなく、事業者が実現可能な範囲で環境への影響をできる限り小さくするための措置」とあるので、そのような記載となるよう指導すべき。(田中委員)資料1-【7】【8】</p>

No	項目	知事意見素案	主な意見等
3	全般事項	<p><b>柔軟な提案を促す発注方式及び評価体制の整備</b></p> <p>施設整備に係る性能発注においては、敷地内の施設配置や規模について、縮小や回避を含む柔軟な提案を受注者が行いやすい発注条件とすること。</p> <p>また、これらの提案を適切に評価できる審査体制を整備すること。</p>	<p>(0528審議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観に限らず他分野の専門家も含め、複数(3～4人程度)の有識者を関与させてもらいたい。本審議会では事後チェックができないため、その役割を担う専門委員会において適切な人選・体制を整えて対応してほしい。</li> <li>・施設配置図で洪水調整池のみ位置が示されているが、性能発注方式との関係について確認したい。あわせて、施設規模の決定根拠や、配置検討の過程(他に適地がなかったのか)について説明すること。</li> <li>・性能発注において配置や範囲を指定すると、受注者から柔軟な代替提案が出にくくなるのではないかと。特に洪水調整池の位置指定や敷地範囲設定により、環境配慮の観点からより適した配置(創出環境の位置変更等)の提案が阻害される可能性があるため、より自由度の高い提案を引き出す工夫を検討すること。</li> <li>・性能発注である以上、施設配置や面積について受注者が柔軟に縮小・回避などの提案をしやすい発注方法とすべきではないかと。</li> <li>・性能発注に当たり、標準案を示しつつも、それより環境負荷が小さく面積も抑えられる提案があれば積極的に評価する旨を明記するなど、柔軟な提案を促す発注方式が可能ではないかと。</li> <li>・性能発注の特性を踏まえ、より狭い事業範囲で環境影響を低減するような工夫ある提案が出やすい発注方法とするとともに、そのような提案を適切に評価できる審査とすること。(坂本会長)資料1-【7】、資料3-【8】【9】【10】【11】【12】</li> </ul>
4	騒音	<p><b>騒音に係る再調査及び対応の強化</b></p> <p>事業実施区域周辺では、事業実施前の時点で既に騒音の環境基準を超過している調査地点が存在することから、よりきめ細かな対応が求められる。</p> <p>このため、実態の的確な把握に向け、新たに騒音の調査地点を設定するとともに、環境影響を可能な限り低減するための追加的な保全措置を講じること。</p> <p>また、その効果を確認するため、事後調査を実施すること。</p>	<p>(0413審議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、既に道路騒音が要請限度と同等、又は環境基準を超過している高速道路・幹線国道沿いに焼却施設を建設する計画であり、事業実施による騒音の更なる悪化が懸念される。</li> <li>・事業実施前の現地調査結果で環境基準を超過している地点(沿道騒音No.3、No.5)については、環境基準でなく要請限度を環境目標としているが、それでは環境基準の意味がない。</li> <li>・騒音の再調査により、他の基準超過地点がないかを確認するとともに、道路管理者と連携して改善に努めるべき。</li> <li>・環境基準を満たすなどの改善が困難な場合は、検討状況を示すとともに、最低限、要請限度未満となるよう努めること。(高木委員)資料1-【11】</li> </ul>
5	地盤沈下・地形・地質	<p><b>地質構造を踏まえた地盤沈下影響の再評価</b></p> <p>事業による地盤沈下への影響の有無について、地下水位の回復が非常に早い地層であることや、帯水層からの揚水による地盤沈下の実績がないことを根拠に、影響はないと説明している。</p> <p>しかしながら、揚水実績のみに基づく評価では十分とはいえないことから、ボーリング調査により得られた地質構造に関する知見も踏まえて予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>(0413審議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤沈下について、準備書P612のボーリング2では、約10mにわたり粘土まじり砂礫層が確認されており、地盤沈下の可能性があることから、さらなる検討を行うべき。</li> <li>・ボーリング調査はW-1、W-2以外のBor.1～3などでも行っているため、すべての調査結果を提示すること。(後藤委員)資料1-【18】</li> </ul> <p>(0528審議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤沈下に関する意見として、ボーリング柱状図(W-2)に記載された帯水層中の「粘土混じり砂礫」の中の『粘土』が圧密沈下に影響を与えるのか、という質問に対し、事業者は、帯水層からの揚水による地盤沈下実績がないことを根拠に問題ないと説明しているが、当該粘土の具体的な土質特性についての追加情報はないのか。(後藤委員)資料1-【2】</li> </ul>

No	項目	知事意見素案	主な意見等
6	動物・植物・生態系	<p><b>既存の生息・生育環境(過湿地)の残存</b>  事業敷地内に存在する既存の生息・生育環境(過湿地)を存続させた施設の配置が可能か改めて検討すること。  その検討過程について、回避・最小化・代償の観点から整理し、その合理性を含めて説明すること。</p>	(0528審議会) ・現在の過湿地が改変域内であっても、生物環境への配慮の観点から、現状のまま保全し、その周辺で事業を行うことができないか。(北原委員)資料3-【1】
7	動物・植物・生態系	<p><b>創出環境における既存植生の活用</b>  現計画では、創出環境の整備に当たり、既存植生を一度除去した上で造成する方針としているが、既存の草地や疎林の活用について検討すること。  その際、オニグルミが群落を形成すると、周辺において他の植物の生育が制約されるおそれがあることから、樹種構成や配置等に十分配慮すること。  なお、既存植生の活用が現実的でない判断した場合には、その判断に至った検討過程について、回避・最小化・代償の観点から整理し、その合理性を含めて説明すること。</p>	(0528審議会) ・創出環境の整備に当たり、現計画では一度植生を除去して造成する方針となっているが、既存の草地や疎林を活かしつつ、現植生の場所に創出環境を整備する方法が取れないか。(北原委員)資料3-【2】 ・オニグルミが群落を作ると周辺は他の植物が生育できない環境となってしまうため、創出環境を設置する場所についてはこうした点についても考慮すること。(小林(富)委員)資料3-【18】
8	動物・植物・生態系	<p><b>工事期間中における創出環境への動植物の移動経路について</b>  事業実施区域内にある既存の生息・生育環境(過湿地)と創出環境の整備予定地との間には距離があり、動植物の移動に時間を要することが想定される。  このため、工事期間中、両者の間に位置する放棄水田に水を流すなどの措置を講じ、既存の生息・生育環境(過湿地)の動植物が創出環境へ自発的に移動できるような連続性のある環境(移動経路)を構築すること。</p>	(0528審議会) ・創出環境と既にある過湿地との間に距離があるため、動植物の移動がスムーズに行かないことが予想されることから、その間にある放棄水田に水を入れるなどし、動植物が自ら工事期間である6年かけて移動するような仕組みを構築すること。(佐藤委員)資料3-【22】

No	項目	知事意見素案	主な意見等
9	植物 動物	<p><b>創出環境の整備に関する事項</b></p> <p>創出環境について、次のとおり対応すること。</p> <p>① 整備から事後評価に至るまでの長期的なロードマップ(時系列計画)を評価書に示すこと。</p> <p>② 両生類等を含めるなど、対象をより広く設定すること。</p> <p>③ 動植物の種ごとに生活史を十分に把握した上で、移植時期を決定すること。</p> <p>④ 創出環境への適切な移入が図られるよう、回廊(コリドー)の設置等の工夫を行うこと。</p> <p>⑤ 創出環境の成功基準については、達成状況の評価方法を評価書に示すこと。</p> <p>⑥ 対象種が定着しなかった場合の対応について、評価書に示すこと。</p> <p>⑦ 事後調査の回数については、初夏と盛夏では昆虫の出現状況(時間帯、生息場所、行動パターン、個体数)が異なるため、調査回数の増加を図ること。</p>	<p>(0413審議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創出環境の目標を「保全対象種の生育・生息や生態系の維持」としているが、短期間での達成が困難と考えられるため、長期的なロードマップ(時系列計画)や、達成状況をどのように評価するのかを示すべき。</li> <li>・創出環境の成功基準を達成しているかどうかについて確認するため、事後調査を何回、どのような手法で実施するのかを明確にすべきである。さらに、調査の結果として対象種が定着しなかった場合にどのような追加対応を取るのかについても、あらかじめ計画しておく必要がある。</li> <li>・モートンイトトンボ、コオイムシなどが、工事前に事業地周辺へ退避することや創出環境への自然移入を前提とした環境保全措置が計画されている。しかし、水田や湿地環境に依存する生物が中央自動車道などの大きな物理的障壁を越えて移動できるのか疑問である。</li> <li>・創出環境の整備には時間がかかるため、創出環境の完成を待ってから個体を移動させ、その後本体工事を行うという時系列は、事業の進行上現実的ではない可能性がある。したがって、時間的な事業進行計画については念入りに検討してもらいたい。</li> <li>・カヤネズミの現在の生息可能範囲のうち約三分の二が事業によって失われ、多数の個体が生息していると考えられるにもかかわらず、それらをわずかに約200㎡の創出環境や周辺の限られた範囲に移入・定着させることが想定されている。しかし、周辺環境では、個体群が飽和している可能性もあるため、単純に全個体を退避させるだけでは対応できないと考えられる。(北原委員)資料1-【21】、資料3-【12】【13】【14】【15】</li> <li>・事業区域内で確認されたモリアオガエルやシュレーゲルアオガエルは、周辺に産卵場所がないため、区域内へ集中している可能性がある。事業により生息環境が消失するとしても、両生類にも配慮した創出環境とすることで移入することも考えられるため、保全対象種を、より広くした環境保全措置(創出環境)とすべき。</li> <li>・対象事業実施区域内では、モリアオガエルの生息記録がほとんどなく希少である。また、モリアオガエルは一般の方たちにとっても非常にわかりやすい動物であると思われる。そのようなこともあるため、創出環境にモリアオガエルが定着することを望む。(湯本委員)資料1-【25】、資料3-【17】</li> </ul> <p>(0528審議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物個体の保全措置について、カヤネズミやモリアオガエルの「退避誘導」の具体的方法、モートンイトトンボを採取しない理由、各種水生生物の移動措置の具体的手法のほか、種ごとの生活史を踏まえた計画の有無や、移動先となる周辺生息地の候補地が決まっているのか説明してもらいたい。</li> <li>・創出環境への生物導入について、自発的移動に依存する計画となっているが、その実効性には不確実性があるため、高速道路下の空間を利用した移動の先行事例の有無を確認し、実績に基づいた検討を行うべき。</li> <li>・創出環境が中央道と桂川に挟まれた孤立した場所にあるため、生物の移動・定着に課題があることから、コリドー(回廊)の整備が望ましい。コリドー(回廊)の整備が難しいことも想定されるものの、生物にとっては消失環境に比べ創出環境はごく一部であることから、生物がより移動しやすい創出環境となるよう、可能な限りの環境保全措置を検討すること。</li> <li>・創出環境の事後調査について、全対象種を3年間実施する計画は評価するが、事後調査終了時に復元・定着しなかった種への対応方針についても検討すること。あわせて、事後調査結果を踏まえた追加対策の考え方についても説明すること。(北原委員)資料3-【4】【5】【6】【7】</li> <li>・保全措置を行う際には保全しようとしている種の生活史や生育していた環境を把握し、事後措置においても生かすこと。(小林(富)委員)資料3-【15】</li> <li>・保全対象種を移植する時期については、動植物の種ごとに生活史をよく調べてから決定すること。</li> <li>・事後調査の回数については、同じ夏でも初夏と盛夏では昆虫の出方が変わってくるため、調査回数を増やすこと。(湯本委員)資料3-【19】【20】</li> <li>・高速道路下にコリドーを作る件について、道路管理者に相談等行っているのか。(坂本会長)資料3-【24】</li> </ul>

No	項目	知事意見素案	主な意見等
10	植物	<p><b>移植対象植物の特性把握と移植手法に関する留意事項</b> 環境保全措置として移植を実施する植物については、次の事項に留意すること。</p> <p>① 同定に当たっては、複数の文献を参照するとともに、形態的特徴等の同定根拠を示す写真や標本を評価書に記載し、類似種との比較を含めて説明すること。</p> <p>② 生育環境については、土壌条件(砂質又は泥質等)や水分条件などを整理し、当該植物の生育に適した環境を明確にすること。特に、水田土壌の特殊性については専門家の助言を得るとともに、その結果を評価書に記載すること。</p> <p>③ 移植に際しては、先行事例がないなど不確実性が高い場合には、専門家の助言を得ながら、段階的に移植を行うなど慎重に実施すること。</p> <p>④ 保全措置の実施に当たっては、対象種の生活史及び従来の生育環境を十分に把握し、その結果を事後調査及び管理に反映させること。</p>	<p>(0413審議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書の記載や写真だけでは、スジヌマハリイと断定できない。類似種(オオヌマハリイ、コツブヌマハリイ)との比較を踏まえた同定根拠を示すこと。</li> <li>・約50株とされる個体数についても、地下茎でつながった群落なのか独立した株数なのか不明で、数値の根拠が示されていない。</li> <li>・「果穂も確認した」だけでは、何をどう確認したのかが不明確である。そのため、小穂の形や鱗片、果実については、刺針状の花被片の本数や形態について写真等の明確なデータを示すべきである。</li> <li>・準備書の放棄水田雑草群落のデータは、スジヌマハリイが生育している部分を除いており、また、スジヌマハリイの生育箇所の2m×2m区画の調査票の作成も行っていないため、スジヌマハリイの生育環境が分からない。スジヌマハリイの適切な保全のため、土壌条件(砂質か泥質か)、水分条件、立地の履歴などを明確にする必要がある。(小林(富)委員)資料3-【4】【5】【6】【7】</li> <li>・ヘラオモダカ、スジヌマハリイ及びタウコギについて、準備書の写真から同定することができない。</li> <li>・特にスジヌマハリイについて、山梨県内で、スジヌマハリイ、オオヌマハリイの2種の自生が報告されているものの、当該事業実施区域内に、本当にスジヌマハリイが自生しているか疑問である。そのため、同定が可能な写真の掲載、あるいは標本の提示を求む。(芹澤委員)資料3-【9】</li> </ul> <p>(0528審議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スジヌマハリイの同定に当たり、参考資料として用いている図鑑が古く、分類内容が十分に更新されていない可能性があるため、他の図鑑等も含めた比較整理により、より精度の高い同定を行うべき。</li> <li>・種の同定にあたっては、出版年度や着目する視点が異なるので、複数の文献を参考にすること。</li> <li>・保全措置を行う際には保全しようとしている種の生活史や生育していた環境を把握し、事後措置においても生かすこと。</li> <li>・移植のスケジュールについて、基本的にはスケジュールに沿って進めることになるが、先行事例がないなど未知の場合は、少しずつ移植するなど試行錯誤を行うことも想定されるので、長期に渡るケースも想定しておくこと。</li> <li>・植物の生育には土壌が非常に重要なので、放棄水田で確認されたスジヌマハリイを創出環境に移植するにあたっては、水田の土壌の特殊性について専門家に相談するなどよく調査すること。(小林(富)委員)資料3-【13】【14】【15】【16】【17】</li> </ul>
11	動物	<p><b>クマタカの営巣地の特定と採餌環境の評価</b> 事業地東側の山林がクマタカにとって重要な採餌地であるかを適切に評価するため、営巣地の位置を特定すること。</p> <p>その上で、営巣地の位置関係を踏まえ、工事による影響の有無について予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>(0413審議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業地の東側の山林が、クマタカにとって重要な採餌地か評価するために巣の特定すること。飛翔記録から、事業地側斜面での侵入やディスプレイ行動が確認され、市街地側に営巣している可能性もある。既存施設と同規模であれば影響は限定的とも考えられるが、事業規模の拡大や工期の長期化は繁殖への影響が懸念される。(佐藤委員)資料3-【11】</li> </ul>

No	項目	知事意見素案	主な意見等
12	生態系	<p><b>生態系の違いを踏まえた影響評価の実施</b>  事業実施区域の西側は市街地、東側は山林であり、それぞれ異なる生態系が形成されている。  しかしながら、現状では市街地側の注目種であるチョウゲンボウに基づく評価のみをもって、事業全体の生態系への影響を評価している。  このため、山林側の生態系の特性についても適切に把握した上で影響評価を行い、市街地側の評価と併せて、事業全体としての影響評価を行うこと。</p>	<p>(0413審議会)  ・事業地周辺1km(直径2km)の範囲には西側の市街地と東側の山林という大きく異なる環境が含まれており、それを一括して生態系の注目種をチョウゲンボウとするのは不適切。チョウゲンボウは市街地側に生息する種であるため、市街地側と山林側を分けて整理すべき。山林側まで含めるなら、注目種はノスリやクマタカ、夜行性ではフクロウなど別の種とすべき。(佐藤委員)資料1-【27】</p>
13	生態系	<p><b>生態学的根拠に基づく説明への見直し</b>  事業による生態系への影響について、「被害」や「攪乱」に相当する内容を説明しているが、その記述の中に、生態学的根拠に基づかない表現が見受けられる。  このため、生態学的知見に基づいた適切な記述に改めること。  また、事業の実施に伴い周辺地域にどのような影響が生じるかについて、適切に予測すること。</p>	<p>(0413審議会)  ・「個体数の減少により捕獲の難易度が上がるため」という文章や「地域個体群」という言葉がわからないので説明してほしい。  ・生態系の予測結果について、事業による生態系への「被害」や「攪乱」が生じるにもかかわらず、曖昧な言葉や生態学のルールに基づかない説明をすることは不適切であるため、説明を改めること。事業による攪乱の結果(勝者)を予測することは困難だが、周辺地域にどのような影響(例:アカネズミによる農作物被害)が生じるのかを事業として予測すべき。(佐藤委員)資料1-【28】【29】</p>
14	景観・風景	<p><b>景観に係る複数の環境保全措置の検討</b>  建物の見え方について、側方視点(近距離)からの見え方や富士山に向かう途中で施設が視界に入ることによる景観への影響(期待感の阻害)などを含めて、適切に予測及び評価し、その結果を評価書に記載すること。  その上で、複数の環境保全措置を検討すること。  また、これらの検討結果については、性能発注における条件に適切に反映するとともに、その内容を評価書に記載すること。</p>	<p>(0413審議会)  ・景観について、「何が見えるか」は示されているものの、「どのように見えるか」や「どのような問題が生じ得るか」という具体的な想定が不足している。具体的には、建物の見え方について横方向の視点が示されていないことや、富士山に向かう途中で施設が視界に入ることによる景観への影響(期待感の阻害)が説明されていない。  また、問題への対応や選択肢についても「最終的には工事施工業者が行うため分からない」とされているが、実際には技術的な幅は限定的であり、現段階で想定可能な範囲の検討と説明が必要である。(石井委員)資料1-【30】</p> <p>(0528審議会)  ・富士山への行き帰りの景観検討について、口頭説明の内容も含めて発注条件に明確に反映し、入札参加者に丁寧に伝わるようにすべき。具体的には、フォトモンタージュに加え、シークエンス景観や動画の活用、富士吉田市環境美化センターの現状と撤去後の比較検討を実施すべきであることが入札参加者に伝わるようにしてもらいたい。(石井委員)資料1-【6】</p>
15	景観・風景	<p><b>煙突高さ及び色彩の設定根拠の明確化</b>  煙突の高さ(59m及び100m)の比較検討並びに色彩設定については、その根拠及び検討経緯に関する説明が十分とはいえないため、評価書においてより詳細に記載すること。</p>	<p>(0413審議会)  ・煙突の高さ(59mと100m)の比較や色彩設定について、その根拠や検討経緯の説明が不足している。(石井委員)資料1-【31】</p>

No	項目	知事意見素案	主な意見等
16	景観・風景	<p><b>設計プロセスの明確化及び事後調査による効果確認</b></p> <p>景観については、設計に関与する主体や判断のプロセスによってその内容が大きく左右されるものであり、効果の不確実性が高いため、「よりよい設計を採用することで効果の不確実性は小さい」とする説明は適切ではない。</p> <p>したがって、設計に係る関係主体及び判断プロセスについて整理した上で説明を改めるとともに、当該効果については事後調査により確認すること。</p>	<p>(0413審議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観分野では、誰が設計に関与し、どのようなプロセスで判断するのかによって、効果の不確実性が非常に大きいため、「よりよい設計を採用することで効果の不確実性は小さい」との説明は不適切であるため、これらのことについて具体的に示すべき。(石井委員)資料1-【32】</li> </ul>
17	景観・風景	<p><b>景観への影響低減に係る保全措置の具体化</b></p> <p>建物の景観への影響を最小化するための環境保全措置(面分割、植栽等)について、過去事例を踏まえて検討すること。</p> <p>その上で、性能発注に当たっては、これらの検討結果を複数案として例示し、評価書に記載すること。</p>	<p>(0413審議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の影響を最小化するための環境保全措置(面分割、植栽等)について検討されていない。過去事例とその効果を示した複数案をあらかじめ提示することは、工事施工業者の検討を縛るものではなく、むしろ必要である。(石井委員)資料1-【33】</li> </ul>
18	その他	<p><b>県民に配慮した分かりやすい情報提供</b></p> <p>環境影響評価に係る図書は、住民等との重要なコミュニケーションツールであることから、評価書の作成に当たっては、以下の事項について分かりやすく丁寧に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の存在及び稼働に伴う取水、使用及び排水を含めた水収支(用排水)の内容</li> <li>・造成工事に係る複数案(地質断面、土質、残土量、切土量及び盛土量)</li> </ul>	<p>(0413審議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採水した地下水はごみ処理施設の運営に使い敷地の外には出ないということであるが、地下水及び雨水を含めた水の使用と排水の全体像がわかるように説明すること。(坂本会長)資料1-【17】</li> <li>・(事業者説明資料2)P30の図のパターン2とパターン3の違いが分からないため、すべてのパターンを同じ標高で描いた上で、地質断面図も入れ、土質、残土の土量、切土、盛土の土量を示すべき。(後藤委員)資料1-【19】</li> </ul> <p>(0528審議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工事のパターン1・2・3について、各パターンにおいて具体的にどの部分が切土・盛土に該当するのかが図面から分かりにくい。盛土の施工形態(鉛直擁壁か、勾配を設けるのか)についても不明確であり、算出された詳細な土量が図面に十分反映されていないため、分かりにくい。</li> <li>・土量は重要な要素であるが、提示されたパターン1・2・3の概略図では、数値と図面との対応関係が確認できず、切土・盛土の位置や標高設定の根拠が読み取れない。盛土が鉛直に描かれている点について、実際に鉛直擁壁とするのか。</li> <li>・造成計画では、擁壁ではなく実際にはスロープであるとのことだが、その具体的な形状や施工方法が図面に示されておらず、分かりにくい。パターン1・2・3について、どのような切土・盛土計画により土量のバランスを取っているのかは、環境アセス上、重要であるため、誰が見ても分かるように明確に示すこと。等高線の記載のある地形図の平面図および断面図を用いて、切土・盛土の場所と形態を明示すること。(後藤委員)資料1-【3】【4】【5】</li> <li>・次回の審議会で、概略的な土量算定方法を示すとともに、切土・盛土の考え方や計画内容が分かるよう、より具体的な図面を用いて説明を提示すること。(坂本会長)資料1-【5】</li> </ul>